

山地民と林業政策

—— ミャンマー連邦バゴー山地におけるカレン人の焼畑に対する「森林村」制度の影響 ——

谷 祐 可 子*

Forest People and Forest Policy: The Effect of Forest Village Policy on the Karen of Pegu Yoma, Burma

TANI Yukako*

The impact of forest policy on people is described through a case study on the east side of the Pegu range, Myanmar. Here, the Forest Village policy has been applied since the 19th century, when the British governed Burma and managed the forests. Its purpose was to supply, at low cost, labour for teak *taungya* plantations, and to regenerate areas affected by shifting cultivation in remote and under-populated areas. A so-called Karen area was lent to the Karen who lived in the reserved forests, where cultivation was prohibited in principle. They were allowed to practice shifting cultivation but had to work for the government, especially on plantations, whenever requested. The impact of this policy on their life was relatively low because plantation work was irregular and the area from which the Karen area was excluded was small. Additionally, unoccupied land existed outside the Karen area and the manpower of the government was limited, so they could migrate according to their custom if they had any complaint.

The present government still applies this policy. Consequently, the Karen have maintained their own life-style, which is identical to that in the surrounding Burmese villages. The plantation work has increased but its impact is still small. However, increasing population and rising demand for land might change the balance between the government and people in the future.

I はじめに

本稿は、ミャンマー連邦（以下ミャンマー）バゴー山地を事例に、森林利用をめぐる、森林の管理者である森林局と、森林の住民であり利用者でもあるカレン人の間にどのような関係が構築されたか、またその要因は何かを検討するものである。なおここでは過去から現在までを扱うが、国名以外の地名に関しては基本的に1989年以降の名称を、また国名は当時使用されていた名称を用いることとする。

* 筑波大学大学院農学研究科； Doctoral Programs in Agricultural Sciences, University of Tsukuba, 1-1-1 Tennodai, Tsukuba, Ibaragi 305-8572, Japan

歴史的に見て、特定の林産物の商品化を契機に、森林は王室や国家の財政に寄与する重要な資源の一つとして注目され、王朝や政府はその管理に着手した。その反面、森林は視界が利きにくく支配層のいる中央から遠いといった物理的条件から、政治的影響力を及ぼしにくい地域でもあった。そこで政府は林野制度を通して、林産物の生産を実現するために住民の行動を奨励すると同時に統制しようとした。

ミャンマーにおいても類似の特徴を指摘することができる。河川沿岸など近接性の高い丘陵地や山地に分布する、チークを優占種とする天然林では、王朝期からすでに木材生産が行われていた。19世紀にイギリスの植民地となると、他の植民地に先駆けて林野行政機構が整備された。この頃から森林を舞台に、植民地政府・森林局と森林の住民の間に対立や妥協といった関係が形成されてきた [Bryant 1997]。中でもバゴー山地は、チーク材の主要産地の一つで、二大都市のヤンゴンとマンダレーに挟まれているため、政府の森林経営の中核をなしている。ところが重要な林業地帯であるにも関わらず、現在もおカレン人による焼畑が行われている。本来なら土地利用をめぐる森林経営と対立する焼畑がなぜ、どのように存在しているのだろうか。

本稿はこうした関心から、バゴー山地を事例に森林局と焼畑民の関係について考察したい。まず両者の接点となるバゴー山地の森林の特徴を挙げ、森林経営が開始される以前にカレン人が行っていた土地利用の概略を示す。続いて植民地期の林業とそのために政府が制定した林野制度の展開を概観し、その特色を明らかにする。ここで、森林経営に焼畑民を取り込む制度として森林村制度が成立された過程およびその内容を検討し、最後に森林村制度の実態を通して、森林局とカレン人の間に形成されてきた関係について考察する。

ここで使用する資料は、主として英国図書館、ビルマ国立図書館(National Library)、アジア経済研究所等で収集した、各地のガゼッティア (*Burma Gazetteer*。以下 BG)、調査対象地域の森林施業計画書 (*Working Plan for South Toungoo Forest Division*。以下 WP)、各年の林野行政年次報告書 (*Progress Report*。以下 PR) 等、英語およびビルマ語の報告書や旅行記である。1902年森林法は1944年発行の *The Forest Manual* によった。また、1995年5月および11月に二日間、バゴー県オットウィン郡の二つのカレン人森林村で簡単な聞き取りを行った。ここは、1984年以前の林野行政区分では南タウングー森林管区(South Toungoo Forest Division)に属し、現在はオットウィン郡の林業事務所が管轄する。山地に住み込む長期の村落調査が許可されなかったため、村での聞き取りは予備調査の域を出ず、調査地もバゴー山地の東麓に限定されている。これらの不十分な点は、山地の西側を含む村落調査が可能となったときの課題としたい。

Ⅱ バゴー山地の自然と土地利用

1. バゴー山地の位置および自然条件

ミャンマーは大陸部東南アジアにあってタイ、ラオス、中国、インド、バングラデシュの5カ国と国境を接する。国土は南北に長く、標高差があり、南西モンスーンの影響を受けるため植生は多様である。図式的に捉えると、マンダレー周辺の乾燥した平野を中心に、そこからほぼ同心円状に半乾燥のサバンナから湿潤な森林へと変化していく。また最北端の5,800mを越えるカカボラジ山には高山植物が、タイと接する最南端には熱帯雨林が見られる。こうした森林面積の4割は落葉混交林で、天然チーク(kyun: *Tectona grandis*)が広い範囲に生育する。

チーク材は植民地化以前から商品として流通し、現在はミャンマーの木材生産の中心的存在である。チーク材は耐久性に優れ加工しやすいことから、各地で幅広い用途に利用されてきた。ヨーロッパでは高級家具材、日本では合板の化粧板、アジア諸国では家具、道具、床材などに加工・消費され、市場は安定している。

図1は、ミャンマーにおける現在の天然チークの分布域とバゴー山地の位置を示したものである。チークは主にバゴー山地、タイとの国境付近、シャン地方などの地域に見られる。また通常は、ビルマテツボク(pyinkado: *Xylia dolabriiformis*)やビルマカリン(padauk: *Pterocarpus macrocarpus*)などの広葉樹と混交する。1991年のチーク材生産量の約4割が、バゴー山地から生産された。

バゴー山地は北緯17~21度にあり、マンダレーとヤンゴンの二大消費地に挟まれている。最大標高は約800m、東西の幅は約80kmで、乾燥度の高い北部で森林密度が低下するものの、全体として有用樹を含む落葉混交林に覆われる。地形的には褶曲によって波状の起伏が形成されている。山地の西側をイラワジ川が、東側をシッタン川が南北に流れ、国道及び幹線鉄道が植民地期にこれらの河川とほぼ並行するように建設された。東西を横断する2本の道路は独立後建設され、オットウィン郡とピー郡、ピンマナ郡とタウンドウィンジー郡を結ぶ。横断鉄道は1925年に敷設され、ピンマナからタウンドウィンジーを経由してチャウッパダンに至る。

2. 山地における焼畑

図2は、現地調査の結果と地形図を基に1995年現在のバゴー山地東斜面における土地利用を模式化した断面図である。山頂から平地までを地形的特徴から三区分すると、急峻な山地、なだらかな波状丘陵地、河川氾濫原となる。

これらの地形区分と土地利用や民族にはそれぞれ対応関係が認められる。例えば、山地は立木密度が高く指定林(reserved forest)に区分されているにも関わらず、主としてカレン人の焼畑による陸稲や野菜栽培も行われている。丘陵地から平地に移行するにつれ、公共林野から林

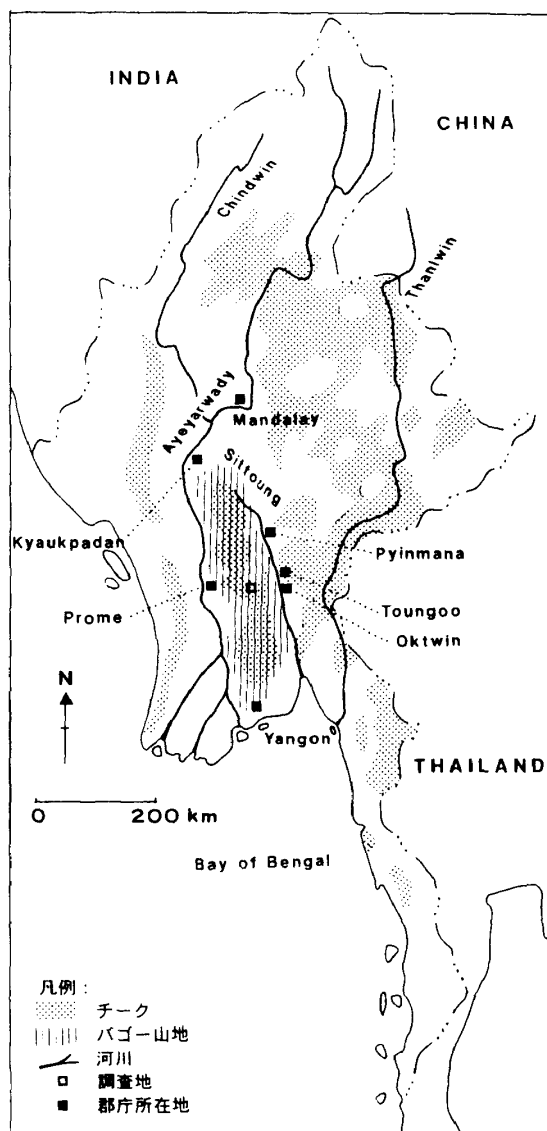


図1 ミャンマーにおけるチークの分布とバゴー山地の位置（現在）
 出所：[Govt. of Myanmar 1994:2]
 注：地名は原則的に原典に基づく

地以外の地目に区分され、立木密度も低下し、ビルマ人などによる水稻栽培が行われる。

そこで本稿では、森林においてこうした外観的な共存関係が形成されるに至った経緯を林野制度の展開と関連づけて検討したい。時期区分は林野制度が整備された植民地期を中心に、1824年までの植民地化以前、1824～1947年までの植民地期、1948年以降の独立後の三期とする。

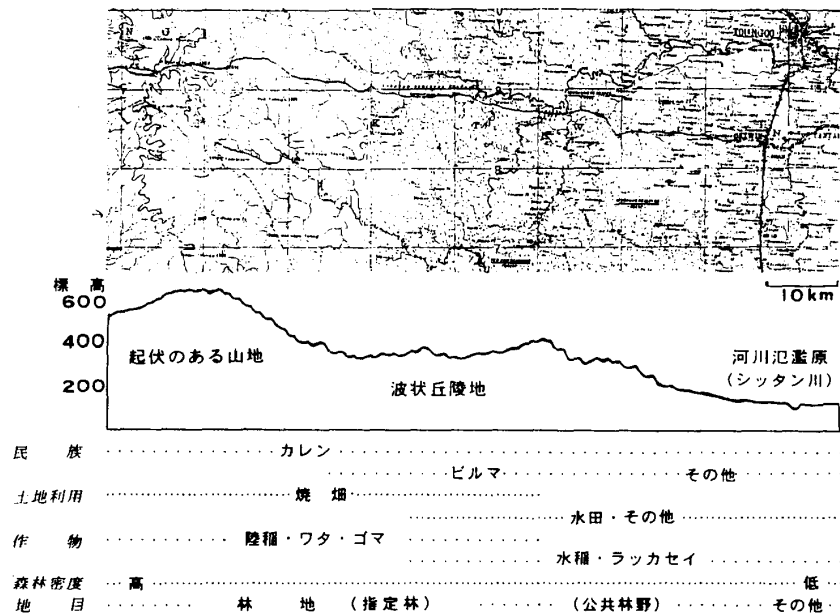


図2 ミャンマー・バゴー山地東斜面の断面図および土地利用（1995年）
出所：[Govt. of Burma 1942；1945] より作成

Ⅲ カレン人の生活様式——植民地化以前の焼畑技術と制度

ここでは主に Marshall および Ferrars に依拠して、山地カレン人の焼畑と社会を概観したい [Ferrars and Ferrars 1901；Marshall 1922]。米作地や商業地であった平野部と異なり、山地では土地ではなく樹木の獲得が植民地政府の関心の中心にあったため、植民地化後も山地民の土地制度や生業形態は大きく変わっていないと考えられる。

カレンの伝承では、時期を特定することはできないが、北部から黄河流域、雲南を経て、タムルイン（旧サルウィン）川に沿ってシャン州に至り、さらにカレンニー州、下ビルマ各地、タニンダーリー（旧テナセリム）地方へとカレン人は南下した [Marshall 1922:6-13；飯島 1971:26-31]。1920年代には北緯10～21度の広い地域に居住し、特にタウングー県 (Toungoo district) の山地とカレンニー地方 (Karenni subdivision) に集中していた [Marshall 1922:1]。バゴー山地には主にスゴークレン (Sgaw Karen) が移住してきた [loc. cit.]。¹⁾

山地カレン人の焼畑は「1年耕作すると10年近く休閑させる」短期耕作長期休閑型の焼畑で、「簡易な道具を使用しながら陸稲や野菜を栽培する」粗放な技術によった。このほか「河川沿

1) 当時カレン人は、言語では主としてスゴークレンとポーの二つのサブグループに分けられ、生活様式では平地と山地に類別された。しかし言語と生活様式の間には対応関係はない。バゴー山地の東斜面にはスゴークレンが居住したと考えられるが、ここではこれに限定した記述ができないため山地カレン人一般を取り上げた。

いの畑にバナナやキンマを、集落周辺の水田には水稻を植える」こともあり、変化に富む地形を利用して土地利用も多様であった。「栽培した作物は主に自家用で基本的には自給的な生活であったが、余剰や一部の作物を販売し刀や家畜を近隣の町や行商人などから入手し」外部との交渉も見られた。しかし王朝との関係は、不明な点が多い。一部では焼畑税が課されたが、どのような仕組みでどの程度徴収されたかなどはまだあまり明らかにされていない。

このような焼畑を持続的に行うためには広い土地を必要とした。当時は新規開墾の余地があったため、生産量の減少や社会不和などといった問題のつど、カレン人の集落は移住・分裂を繰り返し、新たに天然林を開墾した。

集落の領域は河川や尾根などで区切られ、その中のどの部分を焼畑用に開墾するかは、一年の耕作開始時に村の長が占いで決めた [Marshall 1922:76]。土地は無償で集落に属し、誰もが開墾能力に応じて好むだけの焼畑をすることができた [ibid.:129]。排外的な権利は使用中の焼畑('hku')のほか、キンマ園(betel garden)、穀物倉において認められていた [ibid.:130]。²⁾

こうした社会では所得差が小さく、平等な人間関係が形成される。また家族を最小の社会単位とし、一本の共通した廊下に面して各世帯が間取りや規模の似た部屋を構えたロングハウスに居住し、一つのロングハウスが集落の単位となっていた [ibid.:56-61]。リーダーは人望によって選出され、集落の運営に係わる決定は公開の長老会で調整された。複数の集落に及ぶ広域あるいは上位の政治組織は発達せず、村のリーダーの統制力は限られ、構成員間の結束はさほど強固ではなかった。このため不満が高じると容易に分裂し、新たな集落を形成していった [ibid.:127-129]。

このようにカレン人の社会構造は状況の変化に即応できる柔軟性を有していた。そして一部は平野部に移住してビルマ人と同化し、一部はさらに奥地へ移住した結果、広い範囲に居住するようになったものと思われる。ではバゴー山地における森林経営の開始によって彼らの生活はどのような影響を被ったのであろうか。

IV バゴー山地における林業——植民地期のチーク材生産技術と制度

1. チーク材生産と林業政策の展開

森林資源が比較的豊富なビルマでは、チークは建築材や工作材として日常的に用いられていた。8世紀には既に中国やアラビア方面へ仏教建築や船材として利用するチークが輸出されて

2) タウンゲー県東部で穀物倉から米を盗んだビルマ人がカレン人に殺害された例が報告されている [Marshall 1922:27]。利用権に関しては明確な意識があり、優位とされるビルマ人にも制裁が加えられた。またビルマ人にも類似の慣習があり、先占取得の原則をダマウージャ(刀・最初・振る)、使用していない土地を後から来た第三者に受け渡すことをトゥーウィン・ガートウエ(彼・入る・我・出る)と呼ぶ。

いた [Morehead 1944:19]。しかしこうした王朝期の生産・輸出は量的に限られたもので、飛躍的に拡大するのは植民地期以降であった。

イギリスは、まず1824年の第一次英緬戦争で、西のヤカイン（旧アラカン）地方と東のタニンダーリー地方を獲得した。続く1852年の第二次英緬戦争ではバゴー地方を、そして1885年の第三次英緬戦争で残る北部の上ビルマを領有した。

ビルマにおいてチーク材生産が増加したのは、1820年代にタニンダーリー地方のチーク材がイングランドやスコットランドのナラ材に代わる海軍の造船材となったことを契機とする [Nisbit 1901:427-429]。当初は政府の規制が緩く、商社などの民間業者は自由に伐採を行っていた。この結果、1850年代にはインドに次いでタニンダーリー地方のチーク材の枯渇が報告されるようになる [Falconer 1852: para.81]。危機感を抱いた植民地政府は第二次英緬戦争後、林野制度の整備に着手し森林の国有化と木材生産の統制を強化した。その一貫として、1850年代後半に政府はすでにイギリス領になっていた下ビルマでの民間伐採を一時的に禁じた。それに対抗して伐採業者は、その当時まだビルマ王に属していた北部の森林の伐採権を王から取得するようになる。しかし伐採権の取得及び代金の支払いをめぐる業者と王朝の軋轢が次第に高じ、これが第三次英緬戦争の主要な要因となった [Cady 1958:116-121]。

このようにチーク伐採への関心が政治問題に発展するまでに高まった背景には、チーク材市場の拡大があった。1870年代には、チーク材需要は造船材から鉄道枕木へ移り生産量も増加した。北部が併合された1885年以降のチーク材生産・輸出量は、新たに市場開拓されたその他の広葉樹と並んでさらに増加し続けた [谷 1994]。

2. チーク材の生産体系

チークは皮を剥いで立木のまま枯らせる「巻枯らし」作業によって乾燥し、水に浮く。このため、伐採の2～3年前にこの作業を施し、斧や鋸で伐倒して象や水牛を使って河川に引き落とす。それを筏に組み、さらに川下へ流した。

この生産体系の各工程には熟練した担い手がいた。巻枯らしや蔓切りなどを行う地元民、伐採・搬出する象使い、流送する筏乗りといった人々である。³⁾ 地元住民は小規模で臨時的な作業を農閑期に実施し、林業専従者ではなかったがチークの択伐に不可欠の存在であった。王や

3) チーク林業の担い手に関する研究はまだ遅れている。ただ巻枯らしは森林の中で乾季に行うため、焼畑など樹木の扱いと林内の移動に慣れた地元住民が農閑期にしたと考えられる。焼畑は民族を超えた普遍的な生業形態であるため、カレン人、シャン人などのほか丘陵地のビルマ人も行ったであろう。一方、伐採・流送は雨季に行われ特殊技能を必要とするため、象使いや筏乗りなど農耕民以外の専門集団が担った。象使いに関してはカレン州やモーレミヤイン州のカレン人が有名で、野生象を捕獲し訓練する技術に長け、林内での生活や移動にも慣れていたので伐採夫としても活躍した。こうした人々は一つの集団を形成し、象を森林の中で放牧しながら、雨季になると伐採を請け負って森林から森林へと渡り歩いていた。筏乗りに関してはルドゥ・ウーフラ [1986] を参照。

民間の伐採業者はこうした人々を使ってチーク材を生産していたと考えられる。その制度面に関して不明な点が多いが、王が村長に命じて伐採を行わせた例や、民間の伐採業者が伐採してその十分の一を納めさせる方法があった [Govt. of Burma 1913；大野 1972]。

1850年代半ばに植民地政府は、すでに確立されていたチークの伐出体系および生産組織をもとに、「国有林」としての経営基盤を整備すべく、ドイツ人植物学者ブランディスを雇用した。⁴⁾ まず国有林すなわち林地を定義し、その管理・経営を森林局に委ねた。生産は主に政府直営および民間の請負という二形態で行い、巻枯らしは原則として全て森林局が行った。直営では、政府が伐出労働者を雇用し、チーク材を政府施設で競売した。請負では、業者が雇用労働力で契約地の、巻枯らしされたチークを伐出し、生産量に応じた料金を政府に支払って市場で販売した [Morehead 1944]。

巻枯らす本数は、チークの年成長率の計算に基づいて制限され、ブランディス式択伐体系 (Brandis Selection System) と呼ばれた。当時、森林資源が豊富であったため、択伐後は人為的な作業をほとんど施さない天然更新であった。しかしその一方で「タウンヤ」と称される植林も開始された。もともと「山の畑」、すなわち焼畑をも意味するタウンヤは、1850年代にブランディスの指導でバゴー山地西側のカレン人の焼畑にチークを植林させてから、造林体系としての名称としても用いられるようになった。その後、徐々に体系化され、1920年代にはチークなどの種子や苗木を列状に植栽し、列間で農作物を栽培する方法を指すようになった。

3. 林野制度における慣習の扱い

1) 森林法による林地の定義

ビルマにおける最初の森林関連法規は1865年に制定された森林規則 (Burma Forest Rules) であった。これは1869年に森林法 (Burma Forest Act) になり、その後1902年まで改正を重ねた [Govt. of Burma 1944a]。1902年に改正された森林法（以下1902年森林法）は森林経営を行う林地を他の土地と区分し、林地内の焼畑など住民の慣習的な森林利用を一部容認する点に特徴がある。1902年森林法は木材生産を主眼に制定され、主に指定林という「面」と指定樹種という「点」を管理の対象とした。

本法は8章から成り立っている。前文以下、第1章は定義、第2章は指定林に関する規定、第3章は森林および林産物の保全に関する一般的な規定、第4章は輸入林産物に関する規制、

4) ブランディスはビルマ、インド、アメリカ、イギリスの林政・林業教育に多大な影響を及ぼした人物として語られることが多い。1824年ボンで生まれ、コペンハーゲン、ゲッティンゲン、ボンの各大学で植物学を修学したのち1849年から教壇に立つ。1856～1862年までバゴー地方の森林長官を務めたのちインドへ赴任した。その後も数度にわたって短期にビルマを訪問し助言を続けた。

第5章は移送中の林産物に関する規定、第6章は刑罰とその手続き、第7章は職員に関する規定、第8章は補足事項、となっている。

指定林に関する第2章は26条から成り、指定林設定の権限の所在、設定起案のための手続き、設定前の権利の調停、起案の取り下げ、設定後の指定林内の権限・権利・義務、指定の解除、が規定された。

また3～5章は合計16条から成り、個々の樹木を対象として生産方法を定めた。指定林以外の林地の利用、政府が直接管理する樹種の指定(reserved species)、それらの伐採・搬出・販売についてなど、具体的な方法にまで立ち入っている。

森林法で林地は、「イギリス王家に処分権のある土地で、次のものを除外する：1)その当時効力を有していた法律の下で、恒久的な、相続可能で、処分可能な使用・占有権の与えられた土地、2)イギリス政府あるいはその代理によって、策定あるいは継承された、下付(grant)あるいは貸与(lease)によって生み出されたあらゆる権利を有する土地」と定義された(1条3項(7))。⁵⁾ 実際には権利が不明確な全ての土地を表しており、国有林・国有地と同義であった。そして焼畑は土地を継続的に利用せず所有権も確立していないため、上記の除外規定に含まれず原則的に林地とされた。

管理目的の違いに応じて林地はさらに二分された。一つは周辺住民の利用に供することを目的とした林地で、これを公共林野とし、「指定林以外の国有地」と定義した(1条3項(10))。⁶⁾ もう一つは主として森林局による用材生産を目的とする指定林である[Govt. of Burma 1944b]。その定義は「1)本法18条あるいはそれ以前に効力のあったあらゆる条令(enactment)においてこれに相当する条項(sections)によって指定林と画定された土地、2)1882年7月1日以前に下ビルマにおいて効力のあった実施法(rules)の条項の下で指定林と宣言された土地で、1881年森林法第30条によって持ち込まれ、その当時、本法第29条あるいはこれに相当する条令や実施法の下でも指定が解除されていない土地」であった(1条3項(11))。⁷⁾

5) 原文は「“land at the disposal of the Crown” means land in respect of which no person has acquired either – (a) a permanent, heritable and transferable right of use and occupancy under any law for the time being in force; or (b) any right created by grant or lease made or continued by, or on behalf of, the British Government.」。

6) 原文は“land at the disposal of the Crown and not included in a reserved forest”。1930年当時、面積的には公共林野が指定林の約2倍あり、利用方法については実施法(rules)に規定された。自家用薪炭や建築材の採集、放牧などが住居から半径32km以内で認められた。営利目的の場合、森林局から営業資格(license)を取得する。

7) 18条は指定林画定の権限および指定林内の権利と義務について規定した条項の一つで、指定林を画定するための権限の所在とその後の林分の法的扱いについて定めた。29条は指定林解除の権限および方法について定めた。

2) 指定林内の住民に対する法の適用

指定林は法定手続きに沿って登記された。具体的な指定林画定作業は以下の手続きに従って進められた。まずインド総督が住民の権利を調停するための森林調停官(Forest Settlement Officer)を任命し、指定林の予定地を現地語(the language of the country)で公告、3カ月以上の申し立て期間を経て、申請された権利の調停を行った上で、境界が告示された。

指定林予定地内の焼畑、定住的な農業、通行などの権利はこの過程の中で調停されることとなった。例えば定住的な農業を営む住民に対しては、「1)権利放棄に対する補償、2)指定林予定地の変更あるいは指定林内に除外地を設定、3)住民の土地を『土地取得法(Land Acquisition Act)』に則って私有を画定する」のいずれかの方法が用いられた(2条13項(1))。3)

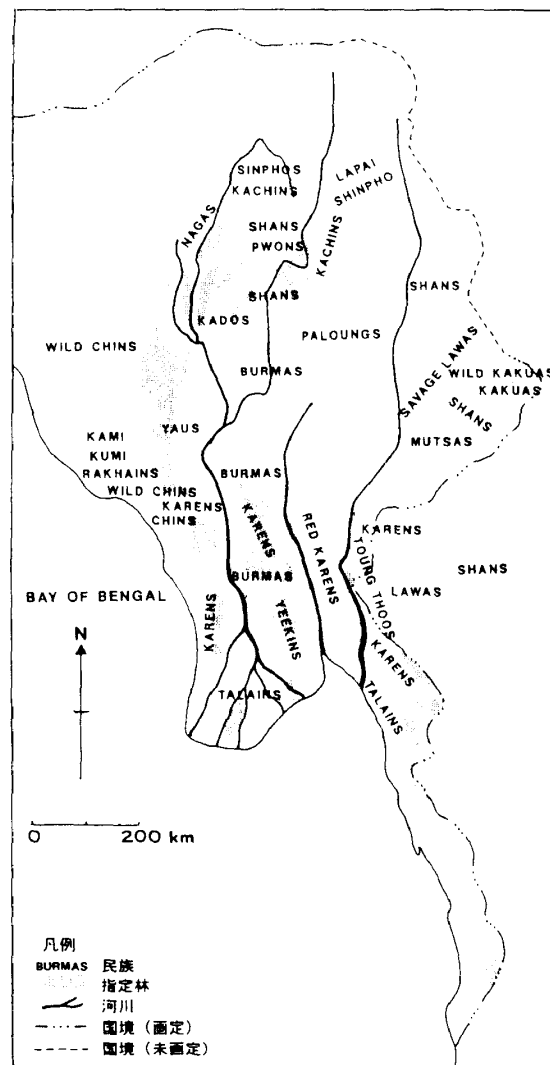


図3 ビルマにおける指定林と民族の分布(19世紀末)

出所:[Govt. of India 1822; 1899]

注:名称は原典に基づく

の場合は指定林の中や隣接したところに私有農地が形成されることになった。また焼畑に関しては、「1)保存林境界の変更, 2)特別規定の下に指定林内で実施, 3)無償での立ち退き」という方法が採られた(2条10項)。

指定林の境界が決定すると、住民は調停時に認定された以外には、樹木および森林に損傷を与えると考えられる行為を指定林内で行うことを禁止された。すなわちそれらは、「1)人の通行, 家畜の通行・放牧, 2)あらゆる樹木や材の伐倒, 巻枯らし, 印付け, 枝打ち, 樹液採集, 火などによる損壊, 3)あらゆる樹木の伐採時あるいは運搬時に, それらを不注意に傷つけること, 4)特定の森林局職員が随時定める季節や方法による, 火を扱い, 保持, 持ち運び, 5)石材の切り出し, 石灰や炭の製造, それ以外のすべての加工業に関連する林産物の採取, 6)耕作などのための土地開墾, 7)河川への毒の混入および爆破」であった(2条26項)。

実際に指定林の設定が進むのは、全域が英領ビルマに併合された1880～1930年代にかけてであった。図3は、植民地行政官が作成した二つの図を基に、19世紀末の指定林および民族の分布を示したものである。指定林はバゴー山地、タイとの国境、カターやバモーなど中央平野部周辺の山地に集中している。それにチークの分布を重ねると、シャン地方を除いてほぼ重複する。チークが分布するにも関わらずシャン地方に指定林が少ないのは首長(Sawbwa)に自治権を与える間接統治によるものと考えられる。結局、指定林は良質のチークが豊富に存在し、経

表1 南タウングー森林管区西部の指定林概況(1950年代)

(単位：ha, %)						
所 在	名 称	年	事 項	面 積	カレン領域	
					面 積	構成比
山 地	カ バ ウ ン	1880	登 録	76,441	22,223	29.1
		1897	一 部 解 除	-4,858		
		1899	再 登 録	4,858		
	カバウン拡張1 ピ ュ ー ク ン	1934	登 録 追 加	834	38,566	44.4
		1894	登 録	86,915		
		1889	登 録	28,190		
	ピューチャウン	1894	東 境 界 訂 正		ND	34.0
		-	登 録	26,010		
平 地	カニュー・クイン	1891	登 録	3,263	ND	0.1
		1926	東南角の解除			
		1936	一 部 解 除			
合 計				218,390	70,374	32.2

出所: [Govt. of Burma 1953: Vol.1, para.19,27]

注: 1) エーカーをヘクタールに換算した

2) 構成比は対指定林面積

3) カレン領域は、西岸の3指定林にのみ存在する

4) その他とは、ボーダウン、カバニ、パウトー薪炭材、ミヤヤビンチョー・ニャウンチーダウの各指定林

5) カバウン拡張1には、焼畑用除外地1.2ha(0.1%)を含む

営効率が高くアクセスの容易な地域を中心に設定されることとなった。

調査地の南タウンゲー森林管区でも、1880年代から1930年代にかけて林地境界区分が確立した。表1は指定林の登録年とその後の異動を示したもので、バゴー山地側のシッタン川西岸では東岸より早く、1880～1890年代の20年間に画定している。また表2は、1950年代の地目別土地面積を示したものである。この時までには指定林と公共林野を合計した林地面積は管区全体の7割に及び、管区の3割に相当する指定林はシッタン川西岸に集中している。政府の木材生産はバゴー山地のある西岸を中心に行われていたと考えられる。

指定林画定の影響を直接受けたのは山地の焼畑民であった。先の図3を見ると、ビルマ人は中央乾燥地およびデルタにかけての一部にのみ居住した。森林地帯で生活していたのはビルマ

表2 南タウンゲー森林管区の地目別土地利用（1950年代）

（単位：ha, %）

地 目	所 在	面 積	構成比
指 定 林	シッタン川西岸	221,653	25.5
	シッタン川東岸	52,503	6.0
公共林野	シッタン川西岸	113,664	13.1
	シッタン川東岸	261,376	30.1
耕地ほか		183,372	21.1
そ の 他		36,296	4.2
合 計		868,864	100.0

出所：[Govt. of Burma 1953: Vol.1, para.19]

注：1）エーカーをヘクタールに換算した

2）指定林はカレン領域を含む

3）原典ではUnclassed forest。法的には公共林野

4）耕地、休閑地、放牧地、市街地、村落地、貸付地(lease)、払い下げ地(grant)

5）荒蕪地、湿地、道路など

表3 南タウンゲー森林管区の民族別人口（1931年センサス）

（単位：人, %）

地 名	所 在	ビルマ		カレン		シャン		その他		合 計	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
オットイン	シッタン西岸	525	-	57	-	*	*	23	-	605	25.0
ピ ュー	シッタン西岸	574	-	70	-	*	*	156	-	800	33.1
タンタビン	シッタン東岸	291	-	240	-	*	*	12	-	543	22.5
チャウ・チー	シッタン東岸	245	-	207	-	*	*	18	-	470	19.4
合 計		1,635	67.6	488	20.2	86	3.6	209	8.6	2,418	100.0

出所：[Govt. of Burma 1953: Vol.1, para.82]

注：1）オットインには、タウンゲーを含む。タンタビンにはタンダウンを含む

2）所在地別のカレン人とシャン人の内訳は不明

3）その他とは、中国人、インド人、ほかである

人以外の種々の民族で、多くは焼畑をしており、南タウンゲー森林管区でも同様であった。表3は、1931年のセンサスによる南タウンゲー森林管区の民族別人口を示したものである。センサスの対象となる18歳以上の男性に限った数字と考えられるが、ビルマ人が全体の7割を占め、次にカレン人が多い。バゴー山地における指定林画定の影響を受けたのは主としてこのカレン人であったが人口数はわずかであった。1884年に、当地までヤンゴン＝マンダレー鉄道が伸び、多数のビルマ人やインド人が農地を開拓するために平野部とその周辺に流入した〔Govt. of Burma 1917:80〕。それがカレン人をさらに山地の奥まで移住させる一つの要因となったものと考えられる。

3) 森林村制度と焼畑

焼畑を指定林画定時に認めるか否かは、森林調停官の判断に委ねられた(2条8項(3))。また焼畑が認められた場合でも、既に述べた上記の規則に反すると焼畑の禁止や罰金・禁固刑に処された(2条22項)。焼畑を認められた住民は森林局の監督下で指定林内に居住した。ここでは住民に対する義務と権利が定められ、これらは1923年に12項目から成る「森林村住民に関する通達(Forest Department Circular No.42 of 1923: Instructions Regarding Forest Villagers)」としてまとめられた。⁸⁾ 通達は前文、本文、付属文書から成り、主として森林村設置の際の省庁間の調整、村落行政の在り方、住民の権利と義務などの原則が記されていた。これを受けて、森林村は財務省(Revenue authorities)の管轄する一般農村と区別され、森林局の管轄する特別な行政空間となった。

森林局と森林村の住民の関係を示すのが、森林官と住民が交わした合意書(Agreements)で、その中で住民の権利や義務が具体的に決められた。合意書には2種類あり、焼畑を行う住民

8) その内容は以下の通りである。

1. 森林村の開設は県の副知事(Deputy Commissioner)の許可が必要
2. 森林村の住民の一覧を作成する
3. 森林村および周辺の土地は村落法(Burma Village Act 1907, Section 5(2))に制定された方法で宣言される
4. 村長を任命し、報酬および免税範囲を定める
5. 森林村内に警察官をおく
6. 県の森林長官は保存林内の居住を停止・許可する権限をもつ(合意に違反する住民を森林村から追放することが可能)
7. 森林村の設立および森林村への新住民の受け入れの際には住民と森林局の間に条件に関する合意書を作成する
8. 県副知事からの通達はすべて森林官を通して森林村に伝えられる
9. 森林村の住民は村落法の規定を受けず一般行政官による訪問は最小限とする
10. 人頭税・世帯税(thatameda)・租税(tribute)を3年間免除し、植林以外の焼畑は焼畑税を、保存林内の常畑や水田は地税を森林局に支払う義務がある
11. 村長は徴税額の25%を超えない額を手数料として受け取れる
12. 犯罪の通報などのために監視官(village watchman)をおくことがある

(taungya cutters)用と、単に林業労働に従事する住民(labour only)用である。どちらも、1)許可する行為、2)特典、3)義務、の3部から構成され、森林局と住民の間に一種の取引関係が形成されていた。それぞれの部に挙がっている項目数を比較すると、焼畑用が1)3、2)6、3)4、作業のみ用が1)3、2)3、3)1と、焼畑住民向けの特権と義務が多く、森林局は焼畑民の生活により深く干渉していたといえる。

焼畑民用の合意書を見るとその内容から各項目を植林に関するものとそれ以外に分類することができる。植林に関連する項目ではまず政府の対応として、タウンヤに適した場所の無償貸与(特典-1)、タウンヤに必要な種子や苗木の無償供与(特典-2)、農作物収穫後に活着した樹木数に応じた報酬の支払い(特典-3)、最初の3年間の人頭税・世帯税・租税の免除およびタウンヤでの焼畑税免除(特典-5)を定めた。さらに住民に対しては、森林官の指示する場所でタウンヤをし(義務-1)、指定の種子や苗木を森林官の指示する方法でタウンヤ用地に植栽し(義務-2)、農作物が植わっている限り除草を怠らない(義務-3)ことを義務づけた。このような合意に基づいて、焼畑民はタウンヤの枠内で焼畑を続けることができ、また政府は彼らに農作物間作を許可することによって伐採・整地・除草にかかる植林経費を削減することができたのである⁹⁾ [Govt. of Burma 1925: app.]。このほかにも政府にとって、タウンヤでは頻繁に除草が行われるため、作業毎に労働者を雇用する通常の植林よりチークの活着率が高いという利点があった。さらに政府指定樹種であるチークを植えさせることによって林地の所有を実体化する機能もあったと考えられる。

植林以外の項目は、住民の慣習的な森林利用に関する合意である。住民は、自宅や自家用建築物の建設および森林村で使用する自家用の道具への非指定樹種、竹、副林産物の無償利用(権利-1)、自家用に限った森林副産物および燃料の無償採集(権利-2)、森林局の禁止する地域および期間以外での放牧(権利-3)、参加を要請されて従事した〈タウンヤ以外の〉森林作業に対する賃金支払い(特典-4:〈 〉は著者、以下同)、合意が有効な期間に限って集落周辺の常畑および水田での耕作(特典-6)を認められた。これに対して、集落から半径16km以内では森林官の指示した〈タウンヤ以外の〉森林作業へ有償で従事することが(義務-4)義務づけられた。作業内容は、山火事防止、蔓切り、巻枯らしなどで、どれも択伐天然更新の施業の一部をなしていた。これらの作業は広範囲かつ間断的にしか生じないため、焼畑民を必要に応じて臨時雇用する方が常雇の林業労働者を持つよりも森林局にとって都合が良かった。

9) シッタン川流域の各森林管区合計の植林コストを方法別に比較すると、初年度も2年目以降も、直営はエーカー当たり約30ルピーに対し、タウンヤは10ルピー余りである。面積の累計では、直営が731エーカー、タウンヤが11,710エーカーとタウンヤが圧倒的に多い(Imperial Form 18: Statement Showing the Result of Regeneration during the Year 1923/24より。1エーカー=0.4ha) [Govt. of Burma 1925]。

このように森林局が森林村という制度を通じて住民の慣習的な林野利用を認めていったのは、指定林における焼畑の統制とともに、生産・保育に必要な労働力の確保にあったと見ることができる。すなわち人口希薄なビルマでも山地はさらに少く、林業労働力の不足による作業の遅れや中止が森林局の報告書に度々記されていたのである。¹⁰⁾

19世紀末頃から主としてバゴー山地のカレン人に対して「カレン領域(Karen area)」を与える措置が執られるようになった。カレン領域とは、タウンヤとは関係なく指定林内で焼畑を行うことを森林局が認めた区域で、耕作者一人当たりの焼畑面積は休閑地を含め100ha（250エーカー）までと定められた。ここで、カレン人は半ば自治的な生活をしていた。バゴー山地のカレン領域に居住するカレン人の扱いに関して森林局職員に交付された通達には、領域面積の縮小を図るために定住を促進し、植林への参加を促すよう指示された [Govt. of Burma 1944b: para.66, app.9]。¹¹⁾ また外部からカレン領域に住民が移住することを防止する義務もあった。これは領域の拡大を防ぐためと考えられるが、内部のカレン人にとって焼畑の維持や生活の保障を意味した。こうした措置がとられたのはカレン人が優れた林業技術を有していたためと考えられる。そして森林局とカレン人の間にある種の相互依存関係が形成された地域では、1930年の反英農民運動の間も森林村の住民は、担当官が不在の折りもタウンヤおよびその保育作業を続けた [Govt. of Burma 1931: para.126]。

南タウンゲー森林管区でも、先の表1を見ると、指定林制定時にカレン領域が設けられ、指定林面積の30～40%にも達している。カレン領域が置かれたのはカバウン、ピュークン、ピューチャウンという、バゴー山地側の三つの指定林であった。表4は、これらのカレン領域内で許可された耕作者数を示したもので、一人当たり100～170haが与えられていた。また表5は植民地期における上記3カ所の指定林における植林面積を表したものである。約60年間に断続的に500ha余りしか植えられず、しかもカレン領域の外で行われていた。こうして実際には森林村制度の適用によってカレン人の生活が大きく変わることはなかった。

表4を見ると住民数は年々減少し、森林村に定着させるために森林局が用意したインセンティブの効果が上がっていない。それはカレン領域の外に開墾の余地があり、カレン人が移動

10) 現在も人口密度は低く、カチン州など一部の地域では10人/km²前後である。ペグー山地東麓も1880年代に鉄道が敷設されるまでは森林が鬱蒼とし、1957年の地形図に「密生した落葉混交林(Dense Mixed Deciduous Forest)」と記されていることから人も少なかったと予測できる。「南タウンゲー森林管区ではチーク択伐施業区の1929年度に植林予定だった45エーカーのうち、完了したのは10エーカーで、残り35エーカーは実施できなかった。これは、伐採者の確保が難しく、開始が遅れたためである」と報告されている [Govt. of Burma 1930:14]。ほかに労働力不足については、Shirley [1928] も参照。

11) 文書の名称は「The Status of Karens with Taungya Privileges in Reserved Forests in the Pegu Yomas and the Policy to be Adopted in Regard to Them」である。カレン領域はバゴー山地以外にも適用された例がある。

表4 南タウングー森林管区指定林内のカレン領域および耕作認定者数（1950年代）

（単位：ha, 人）

名 称	所在林班番号	面 積	耕 作 者 数				
			1880年	1884年	1889年	1922年	1935年
カ バ ウ ン	179-190	5,180	26			22	15
	128-130, 136, 138, 139	3,108	20			10	13
	69-85	5,439	28			13	18
	34-37, 46-51	3,108	31			17	11
	10-12, 26, 27, 160-166	1,554	7			0	10
	160-166	4,144	20			23	8
	小 計	22,533	132			85	75
ピ ュ ー ク ン	41-62	10,101		93		46	36
	9-22	6,216		25		33	23
	73-82	4,921		23		13	13
	133-163	17,871		101		81	64
	小 計	39,109		242		173	136
ピューチャウン	40-41, 43-52	6,216				44	28
	6, 8-12, 14, 15	3,367				18	19
	小 計	9,583			104	62	47
合 計		71,225				320	258

出所：[Govt. of Burma 1953: Vol.1, para.30]

注：1）平方マイルをヘクタールに換算

2）年度は、原典に基づく

表5 南タウングー森林管区西岸の指定林における植林面積（植民地期）

A)カバウン指定林 （単位：ha）			B)ピューチャウン指定林 （単位：ha）		
年	林班番号	面 積	年	林班番号	面 積
1885	194	2.4	1906	30	9.6
1898	195	22.0	1907	30	13.6
1899	199	4.8	1908	30	15.2
1901	195	24.4	1909	30	16.8
1902	195	23.6	1910	30	12.8
1903	194	1.6	1911	30	8.0
03	195	15.6	1920	38	14.8
1904	194	22.4	20	39	2.4
1905	194	19.2	1921	42	18.0
1906	194	22.4	1922	42	4.8
1920	194	6.8	1923	38	10.4
20	195	4.4	23	42	17.6
20	197	28.0	1924	42	13.6
1921	208	14.4	1925	42	16.8
小 計		212.0	1926	38	17.2
			1929	38	4.4
			1930	38	30.4
			1931	38	23.6
			1932	38	33.6
			1933	38	29.6
			小 計		313.2

出所：[Govt. of Myanmar 1995c]

注：1）エーカーをヘクタールに換算した

2）植栽樹種はチークのみ

3）ピューケン指定林は記録にない

していたためと考えられる。当時の人口密度は、1931年センサスに示された管区内のカレン人全員が指定林内に居住していたと仮定しても0.2人/km²となり、これに対し政府の職員数は少なく、彼らの移動を管理することが困難であった。1913年のタウングー県では、3,600km²の指定林を主任(ranger)、副主任(deputy ranger)、森林官(forester)の現場職員合計107名で管理し、一人当たりの管理面積は34km²を超えていた [Govt. of Burma 1914:43-45]。指定林から完全に住民を排除することも、また指定林内の森林村住民を常時監視することも不可能であった。こうした山地民をとり巻く状況は独立によってどのように変化したのであろうか。

V カレン人の生活様式の維持——現在の森林村

独立後も、チーク材は輸出財として国家財政に寄与する重要な資源であった。1948年憲法は、その社会主義的理念に基づいて林地を含む全ての土地を国有とし、1949年以降は外国資本を排除してチーク林業の全部門を国営化した。生産量は1960年代から現在まで、統計では年間30万トン前後で推移している。その理由として、制度面では1902年森林法を継承した持続的な択伐・天然更新が守られ、技術的にも未だに象、水牛、および河川に依拠しており、道路や鉄道の利用が限られていることが考えられる。一方、人口は地域差が著しいものの、ここ20年を見ると確実に増加しており、現在における全国の平均人口密度は約60人/km²に達している。また平野部周辺では、農地の開墾や盗伐による森林の後退が顕著になってきた。こうしたことから、平野部周辺における植林が1980年代から急増し、その多くはタウンヤによって実施された。

政府の森林経営基盤となる指定林面積は、現在(1993年)も約10万km²と植民地期からほとんど変化がなく、国土の15%に相当する [Govt. of Myanmar 1995a:96]。指定林で行われる焼畑はチークの更新を妨げ、いまなお政府にとって統制すべき対象である。と同時に林内の労働力確保は難しく、林業的な視点から森林村を取り巻く事情は変わっていない [Govt. of Myanmar 1995b]。ただし独立後はビルマ人を中心とする政権が樹立され、他民族と良好な関係を確立することが政府の新たな課題となった。

今回筆者が調査を行ったのはバゴー山地の山頂近く、東斜面にあるS、K二つの森林村である。調査地の指定林内を貫いて、オットウィン郡とピー郡を結ぶ道路を挟んで南北に位置している。表6は、村の概況を示したものである。世帯数はそれぞれ約40、人口200人で、全員がカレン人である。各世帯は、一戸建ての木造高床式の住居に住むが、多くの女性は民族衣装を身につけ、住民同士はカレン語を話す。道具や儀礼などの象徴的な事物にどの程度カレン人の伝統が継承されているかは確認できなかったが、外見から判断する限り周辺のビルマ人とは区別される独自の生活様式を保持していた。

村人の生活の経済基盤は焼畑である。単年耕作、12～21年の休閑という短期耕作長期休閑型

表 6 調査村の概況（1995年代）

項 目	S 村	K 村
所 在	カバウン指定林（現オットウィン郡）	
カレン領域	26林班分（約13,000ha）	不明
世帯数の変化	20（1962年）、45（1995年）	15-20（1962年）、43（1995年）
焼 畑	1年耕作12年休閑（胸高幹周3フィート～） 約2ha／世帯	1年耕作21年休閑（同5～6フィート～） 不明
経 済	食料と衣料用の作物栽培（陸稲、野菜、ワタほか）	
村落行政	自給中心、余剰販売。道具や家畜の購入、病気の治療は近隣村落で 村長は住民による選出	
	1963年以降8代目	不明
政府との関係	1962年以降断続的に巻枯らし 参加者は村長が任命	1980年代に3年間植林（他郡指定林） 不明
	政府への農作物販売義務免除、納税免除	

注：聞き取りより作成

で、陸稲、ゴマ、各種のウリなどのほかに衣料用のワタを栽培する。自家消費が中心で余剰は周辺の村や町で交換・販売されている。

S村に住むようになった経緯を、1927年生まれの村長のター・レー氏に尋ねてみた。それによると、1960年頃までは「土地が悪くなる」とほぼ10年毎に集落を移動させていた。集落の規模は15世帯前後で、新しい開墾予定地までの移動は徒歩半日から1日かかった。移動を繰り返していた1960年まで、この集落のほかにも周辺に10軒足らずの集落が5～6カ所に点在し、それぞれにリーダーのある自治的な機構を有していた。植民地期には森林局が認めたカレン領域で焼畑を行い、独立後はその領域に相当するピューケン指定林第42～76林班の26班（約13,000ha）の使用を認められた。¹²⁾ 1962年になると政府の指導で現在の森林村の原型となる村が設立された。バゴー山地で活動する反政府組織の食糧供給路を断つことを目的として、政府は道路沿いに集落を移動させたのである。しかし複数の集落を1カ所に集めたため、1965年頃に村人が分離を要求し、森林局の仲介でS村およびK村に分裂して現在に至っている。

K村の村長ピョー・ゼ氏は、植民地期の森林局からカレン領域として合計12班にわたる土地の利用を許可されていたが、1942年に廃止されたと考えていた。そして現在は、利用を認められた林班番号を把握していないものの、森林局に指示された領域を出ていないと述べている。このように両村の住民はその時々の政治体制の変化にも柔軟に対応して、焼畑による生活様式

12) 森林管区は複数の指定林から構成され、実際の管理は指定林単位で行われる。指定林をさらに細かく分けたものが林班で、作業の実施状況は林班毎に記録する。ピューケン指定林は合計1～174林班（約87,000ha）から成り、ここでは林班の平均規模（約500ha／林班）から計算した [Govt. of Burma 1953: para.207]。

表7 南タウングー森林管区西岸の指定林における植林面積（独立期）

A)カバウン指定林 (単位: ha)					B)ピュークン指定林およびピューチャウン指定林 (単位: ha)				
実施年	林班番号	面積	樹種	用途	実施年	所在地	面積	樹種	用途
1980	221	38.8	その他	地元	1979	ピューチャウン7	8.0	チーク	商業
80	221	160.4	チーク	商業	1985	ピューチャウン0	4.0	メーザリ	水源涵養
80	220, 221	52.4	その他	地元	1991	ピュークン0	200.0	チーク	商業
80	220, 221	183.6	チーク	商業	1992	ピュークン11	124.4	チーク	商業
1981	196-219	32.0	その他	地元	92	ピュークン11	80.0	ピンカド	商業
81	196-219	38.8	ピンカド	商業	小計		416.4	-	-
81	196-219	147.6	チーク	商業					
1982	107-199	20.0	ピンカド	商業					
82	194-196	262.4	チーク	商業					
1983	198	83.1	チーク	商業					
83	199	85.0	チーク	商業					
83	200	112.0	チーク	商業					
1984	197	60.0	チーク	商業					
84	198	40.0	チーク	商業					
84	201	80.0	チーク	商業					
84	206	20.0	チーク	商業					
1992	204	220.2	チーク	商業					
小計		1,636.2	-	-					

出所: [Govt. of Myanmar 1995c]

注: 1) エーカーをヘクタールに換算した

2) ピンカド(*Xylia dolabriformis*), メーザリ(*Cassia siamea*), その他(樹種不明)

を維持して来たのである。

林業労働を通してみる森林局と森林村の住民の関係は、植民地期と大きく変わっていない。表7は、独立以降の旧南タウングー森林管区西岸にある3カ所の指定林における植林面積を表したものである。1970年代末から特定の林班で断続的にチークやピンカドといった商業用樹種の植林が行われてきたことがわかる。その面積は、積極的な人工林化の推進に転じた90年代から急増するものの、累計でわずか2,000ha程度である。この植林は森林村の所在する林班およびカレン領域では行われていない。また調査村の住民はこの間、植林に3年間のみ参加し、巻枯らしにも断続的に従事した程度であった。つまりこのように移動範囲が制限された以外は村人の生活に対する森林局の影響がほとんど見られなかったためにカレン人はカレン領域に住みつづけたのであろう。ただし今日カレン領域内の人口密度は15人/km²に増加しており、これまでと同じ型の焼畑を維持するには限界に近づきつつある。

林業作業へ従事させる一方で、政府は森林村の村人に、森林村以外の一般農地に課される地税の免除、1960年代半ばから始まったコメなど特定農産物の政府への販売義務の免除、政府による林内の巡視および部外者からの干渉の防止といった特典を与えた。こうした特典がカレン領域への定着を促していると考えられる。

今日も政府がこうした森林村をおく理由の一つとして、指定林内の焼畑を規制するという従来からの経済的な動機が考えられる。すなわちカレン人を指定林から排除し、平野部に移住させたり定着農耕を奨励するといった対策を採らず、植民地期と同様に指定林内の一定地域に住

まわせることによって焼畑を統制しながら、必要に応じて林業労働の担い手として村から雇用することができるのである。このほかの理由として、かつて政治不安を抱える地域に森林村を置くことによって、治安を維持するという政治的意図も含まれていたものと思われる。このような政治的意図に基づく森林村の配置は、隣国のタイにおいても行われた。こうして両者の利害が一致することによって今日のバゴー山地においてカレン人の森林村が見られるのである。

Ⅵ おわりに

落葉混交林に分布するチークはビルマでは早くから商品として流通しており、18世紀半ばに王室の財産と宣言された。チーク材は畜力と河川を使って天然林から択伐された。19世紀になると、植民地政府は森林法を制定し、王朝期に倣ってチークを政府の財産と宣言した。さらにチークをはじめとする有用樹が優占する森林を、政府が直接管理する林地、すなわち指定林に組み込んだ。独立後は、林地を含む全ての土地を国有と定め、それまでに築かれた林野行政機構を基本的に継承しながら、森林局が林地および指定林産物の利用を管轄している。

森林の管理・経営が本格的に展開した植民地期において、政府の木材生産活動は主に指定林で行われた。指定林は資源が豊富でアクセスの良い地域に順次設けられていったが、こうした地域には既に焼畑などをする諸民族が居住していた。天然林におけるチークの択伐と商業樹種も含めて焼き払うこれら諸民族の焼畑とは本来両立しにくい。特にバゴー山地のカレン人のように、短期耕作長期休閑型の焼畑は広大な面積を必要とし、焼畑跡地には経済性の低い二次林が生み出されていく。しかし植民地政府は森林村制度を通して、山地の住民を森林の中に温存したまま森林経営を続けた。その背景には、人口が希薄なため、森林村に居住させれば山地における林業労働力の確保が容易になるとともに、焼畑跡地の植林の遂行や焼畑の拡大防止なども可能になるという森林局側の意図があった。もう一方の当事者である山地の住民は、それまでは土地が豊富にあったため自由に森林を利用していたが、その土地を指定林と定められることによって、森林局と対立する立場に置かれた。図4は、こうした森林局と住民の関係を示したものである。バゴー山地の例で検討したように、森林村に居住するカレン人は従来からの生活が攪乱されず、かつ時に応じて森林村を放棄することができたため、両者の間にある種の共存関係が成立しえていた。そしてこの両者の弱い相互依存関係は、地域の政治的安定にもある程度は貢献したと思われる。

独立後、ビルマの政治体制は大きく変化した。植民地政府からビルマ人を中心とする政権に交代し、多民族国家となった。それと同時に諸民族や政治組織による政府への反対運動が各地で頻発し、政府にとってこれらの諸民族との関係構築による政治の安定がより一層重要な課題となった。ことにバゴー山地や国境地域の森林はこうした反政府運動の拠点の一つとされた。

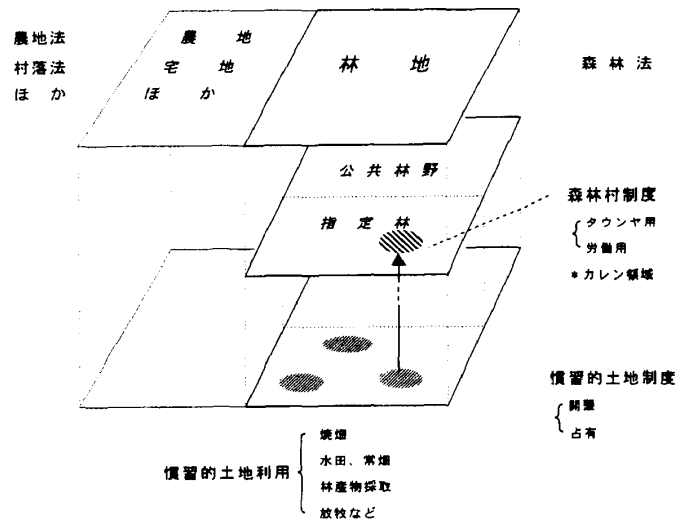


図4 指定林における慣習的土地利用と森林法の関係

その一方、チーク材生産を取り巻く制度、経済、技術的環境には著しい変化が見られない。すなわちチーク材は独立以降も有力な輸出品目であり、このため政府は1902年森林法および森林局の組織を継承して経営に当たった。一方、長らく採用されていた鎖国的な政策の影響は他の東南アジア諸国と異なり、林業分野においても外資導入による生産技術の高度化をもたらさず、チーク材の生産基盤となる指定林面積やその生産量は植民地期とさして変わらずに推移している。また外部からの移住による急激な人口増加も見られない。こうした状況の中で天然林の択伐によってチーク材は生産されている。

本稿では、バゴー山地の東側を例にとり森林村制度を通して政府と諸民族の関係を考察したが、そこでも政府は木材生産と政治的安定という二つの側面から、山地のカレン人を統制するだけでなく、良好な関係を保たねばならなかったことが示された。つまり今日もなおカレン人にカレン領域を与え、一種の自治を認めているのは、森林局にとって指定林内に居住するカレン人の位置づけが植民地期から大きく変わっていないためであろう。

以上見てきたように、森林村制度は土地の国有を前提に、その利用をめぐる木材生産を目的とする政府とともから林内に居住していた焼畑民の両者が、それぞれの置かれた状況に応じて妥協することで成立していた。森林の開発をめぐる政府と住民の関係が先鋭化しなかったのは、19世紀初頭から現在まで長期間にかけて状況が変化しており、その変化の振幅も小さいため、住民に対して深刻な影響を与えなかったためであろう。しかし現在、農村部では農業機械や灌漑などによる生産性の上昇がまだ限られている一方で、人口は着実に増加している。また部分的な市場開放や外資の導入などが新しい動きとして観察できる。こうした変化によって、今後は森林局と森林村の住民の関係は新たな均衡点を求めていくことになるだろう。

謝 辞

本稿は、日本学術振興会の特別研究員として1995年1月より約1年間ミャンマーに滞在し科学研究費補助金の助成を受けて実施した研究の一部である。また、1997年3月に福岡で開催された「東南アジア大陸部における民族間関係と『地域』の生成」の研究会で多くの貴重なコメントを頂いた。本研究のためにご指導、ご協力下さった多くの方々にこの場を借りて感謝の意を表したい。

引 用 文 献

- Bryant, R.L. 1997. *The Political Ecology of Forestry in Burma*. London: Hurst & Company.
- Cady, J.F. 1958. *A History of Modern Burma*. New York: Cornell University Press.
- Falconer, H. 1852. *Report on the Teak Forests of the Tenasserim Provinces*. Calcutta: Military Orphan Press.
- Ferrars, M; and Ferrars, B. 1901. *Burma*. London: Sampson Low Marston.
- Government of Burma. 1913. *Burma Gazetteer of Pakokku District*. Rangoon.
- _____. 1914. *Burma Gazetteer of Toungoo District*. Rangoon.
- _____. 1917. *Burma Gazetteer of Pegu District*. Rangoon.
- _____. 1925. *Report on the Forest Administration in Burma for the Year Ending 31st March 1924*. Rangoon.
- _____. 1930. *Report on the Forest Administration in the Sittang Circle, Burma, for the Year Ended the 31st March 1930*. Rangoon.
- _____. 1931. *Progress Report on Forest Administration in Burma for 1931/32*.
- _____. 1942. *Quarter Inch Map 94B*.
- _____. 1944a. *The Forest Manual*. Calcutta.
- _____. 1944b. *Departmental Instructions for Forest Officers*. Calcutta.
- _____. 1945. *Quarter Inch Map 85N*.
- _____. 1953. *Working Plan for the South Toungoo Forest Division for the Period of 1953/54 to 1963/64*. Rangoon.
- Government of India. 1822. *Ethnographical Map of Burma*. Simla.
- _____. 1899. *India: Showing the Distribution of Forest Lands under Government Control*.
- Government of Myanmar. 1994. *Economic Development in Myanmar*. Yangon.
- _____. 1995a. *Review of the Financial, Economic and Social Conditions for 1994/95*. Yangon.
- _____. 1995b. *Forest Policy*. Yangon.
- _____. 1995c. *Plantation Data* (unpublished). Yangon.
- 飯島 茂. 1971. 『カレン族の社会・文化変容——タイ国における国民形成の底辺』東京：創文社.
- Marshall, I. H. 1922. *The Karens of Burma*. Columbus: Ohio State University.
- Morehead, F. T. 1944. *The Forests of Burma* (Burma Pamphlet No.5). London: Longmans Green.
- Nisbit, J. 1901. *Burma under British Rule — and Before*. Westminster: Archibald Constable.
- 大野 徹. 1972. 『ビルマの社会と経済』東京：アジア経済研究所.
- ルドゥ・ウーフラ. 1986. 『サルウィン河の筏乗り——ビルマの河に生きる男たち』河東田静雄（訳）. 東京：新宿書房.
- Shirley, G.S. 1928. Growing of Timber so far as Forest Villages and Taungyas Are Concerned (Burma). In *3rd. British Empire Forestry Conference Papers*, pp.612-615.
- 谷祐可子. 1994. 「植民地期ビルマのチーク林業——第1次世界大戦以前の生産・輸出構造」『林業経済研究』125:72-77.